

平成19年第13回教育委員会定例会会議録

- 1 開会宣言 平成19年12月27日(木) 午後1時30分
- 2 場 所 三条市役所栄庁舎 201会議室
- 3 出席者 梨本委員長、長沼委員長職務代理委員、坂爪委員、渡辺委員、松永教育長
- 4 説明のための出席者
阿部教育次長、池浦教育総務課長、駒澤学校教育課長、金子生涯学習課長、須佐社会体育課長、堤国体推進室長、坂井学校教育課主幹、宗村中央公民館長、羽賀図書館長、佐藤青少年育成センター長、長谷川教育総務課長補佐、本多教育総務課総務係長
- 5 傍聴人 1人
- 6 議 題
 - (1) 前回会議録の承認
平成19年第12回教育委員会定例会会議録について
 - (2) 報 告
報第 1号 平成19年度第1回三条市青少年育成センター運営委員会会議録について
 - (3) 議 事
議第 1号 三条市公民館条例等の一部改正について
議第 2号 三条市立図書館条例等の一部改正について
議第 3号 三条市立図書館及び三条市歴史民俗産業資料館の指定管理者の指定について
議第 4号 三条市立小・中学校管理運営に関する規則の一部改正について
議第 5号 三条市奨学規則等の一部改正について
 - (4) その他
次回教育委員会定例会の日程について
- 7 審議の経過及び結果
 - (1) 前回会議録の承認
梨本委員長から平成19年第12回教育委員会定例会会議録について諮り、承認と決定
 - (2) 報第 1号 平成19年度第1回三条市青少年育成センター運営委員会会議録について

佐藤青少年育成センター長が説明

(長沼委員)

ゲームセンターでの親の指導はどうするのか。子どもを連れて一緒に遊んでいるのか、それとも子どもを車か何かに置いて遊んでいるのか。何歳ぐらいの親が一番多いのか。

(佐藤青少年育成センター長)

子どもをおぶって来ている親、幼児を連れて来ている親、または小学生と一緒に来ている親、それぞれ年代は色々だ。青少年指導員は、親子では親と一緒になので特に指導という形ではない。それで親の考え方を問題視しているところだ。親に対しては、今回新しく作ったチラシをポケットティッシュの中に入れて注意を促すという形を取った。

(梨本委員長)

新年度から特に教育委員会に関連した組織の大幅変更がある。例えば青少年育成センターはどういう形になるのか。青少年育成市民会議や青少年問題協議会等々関連した関係団体があるが、組織の中でどういう形になるのか少し説明いただきたい。

(池浦教育総務課長)

青少年育成センターに関わる一連の事務の流れについては、今度は所管が子育て支援課となり教育委員会にあるという形になる。今後こういった形で協議に上げていくのか、報告になるか協議という形になるか、これについてはほぼ同様の取り扱いと理解いただければいい。

(梨本委員長)

佐藤青少年育成センター長に、青少年市民会議や青少年問題協議会等の性格等々、特色を短く説明してほしい。

(佐藤青少年育成センター長)

青少年問題協議会は地方青少年問題協議会法に基づき、それぞれ市町村で作られている協議会なので、市長が会長となり関係機関が集まり、三条市全体の青少年問題について話し合う場だ。青少年育成市民会議は民間のボランティア団体で、青少年の健全育成を全市的に推進していく民間の団体だ。

(梨本委員長)

青少年問題協議会は市長が会長であるとする、教育委員会とは関係なく市長の直轄になるのか。

(金子生涯学習課長)

現在の青少年問題協議会は生涯学習課で事務等をやっており、市長名で招集させてもらっている。新しい組織機構では、子育て支援課の主管事務になると思う。

(梨本委員長)

青少年育成市民会議も行政主導でやっているところが多く、中には首長自らが議長であるなど色々なケースがある。教育委員会や行政とは関わりのないところに存在しているという考え方で三条市の場合はこれからもいいのか。

(佐藤青少年育成センター長)

青少年育成市民会議の事務局は青少年育成センターになっており、青少年育成センターの健全育成事業の部分は青少年育成市民会議と一体となって推進していく形で、民間で全く勝手にやってくれということではなく、市民会議自体は県の条例に則した、または市の施策に応じた取組をやっている。

(渡辺委員)

2ページの半ばにあるが、やはり親の意識を変えていくことが大事なことがよくわかる。どんなところでもこの問題が出てくるが、なかなかうまく活動が展開されていないのが実情ではないかと思う。ここにポケットティッシュやチラシなどが効果があったように書いてあるが、他に親の意識を変えるいい方法はないだろうか。

(佐藤青少年育成センター長)

親の意識を変えることは、私どもの活動だけでは限界があると思う。それ以外にも、PTA、生涯学習関係の子育て講演会、家庭教育関係の団体や機関が色々な取組をする中などで考えていくことが基本だと思う。センターとしての立場、役割はしっかり果たしていきたいと考えている。

(梨本委員長)

先般、保護司会で携帯電話について関係団体と懇談会を行った。学校では、携帯も普通の連絡事項だけならば害はないが、ネットを使うようになってくると色々な問題が出てくるし、いわゆる危険を孕んでいる。小中学校は持たせないでほしい、好ましくないという指導をどの学校でも保護者にしているし、生徒自身にも学校に持ってきてはいけない、使ってはいけないという指導をしているそうだが、現実には中学2年から3年に急増している。特に女生徒には急増している。この間のNHKの全国アンケートでも同じ傾向だった。三条は全国よりは数字が少し低いとほっとしているが、傾向としては同じで非常に増えている。

私は先生に、絶対禁止にできないのかと申し上げたところ、保護者もそうしてくれという話があればできる。ただ、親も多様化しているので難しいと言っている。その辺は学校主導型、教師主導型で親の意識を改革するとともに、先生は、これは親の問題だから知らない、学校のことは責任を持つが家庭に帰れば目が届かないと言わず、ある程度そこまで立ち入った、学校側の指導力を発揮できないのか。

フィルタリングをかけることは、国民教育再生会議でもはっきり言っていて、規制を徹底したいという意向を示していた。例えば持たせることはしょうがないが、フィルタリングをきちんとかけてもらうことを学校側としてできないものなのか。教育委員会がそこまで言えるのかを含めて所見をお願いしたい。

(駒澤学校教育課長)

子どもたちの携帯電話の所持率は学年が上がるにつれて4割強という話も聞いている。そして携帯電話から色々な犯罪に走る、またはそれに関連した事件が起きているという話も聞いており、決してプラスではなくマイナスが大きいことは誰もが認めるところだろう。

学校から、もしくは教育委員会からそういった規制はできないのか、もしくは所持に

ついて踏み込んだ議論はできないものかという話だが、基本的には校長が自分の学校の実態等を踏まえながら保護者と相談しながらやっていくべきことだろうと思っている。私が現場にいた頃は、県のPTA連合会の連名でそういったものを働きかけるチラシを配る運動を展開するという体験をした。

学校に任せるのは無責任ではないかと取られがちだが、教育長の答弁の5ページにも書いてある16年度からの「心と学びの教育フォーラム」では、子どもの健全育成を含めた基本的な生活習慣、家庭も含めた中で子どもたちをもう一度見直そうではないか、保護者に対してある意味では意識改革を図っていただくのではないかとという取組を実際にしているところだ。本年度も第二中学校で心と学びの教育フォーラムを行った。ここでは、ドコモの方が1時間ほど講師をされた。保護者が100人ぐらい集まったと思うが、携帯電話の影の部分についての講演をしていただいた。保護者からは、例えば小さな子どもなら塾帰りや、または中学校ならば部活動が終わった後、もしくはこれから天気が暗くなって迎えに来てもらうという時に、学校の公衆電話は混雑しているので携帯を持たせるが学校は禁止している。影に隠れてそういうものもいるのではないかとという話も聞こえてくる。学校もそういう形で働きかけをしており、また教育委員会はそれを各学校から報告を受け指導をしている。

(梨本委員長)

現状をよく知っている課長なのでそういう答えしかできないのはわかるが、いささかじれったさも感じるわけだ。

今、4割強の人が所持しているという話があったが、携帯に払っている料金は、三条でのアンケートでは月8,000円前後が一番多い。8,000円前後の金を誰が出すのだろう。子どもが月にもらっている小遣いの中からはとても出せる金額ではないので親が支払っているとしか考えられない。金額は多ければ多いほどゲームも含めてインターネット的なものに使われているわけだ。

それと、何とんでも時間をかなり使っている。そんなものをするよりもっと勉強やスポーツなど色々ある年頃だと思うが、そういうことに対する危惧を感じずにはられない。何かいい策はないものか。

(長沼委員)

うちに来ている中学1年生に聞くと、学校に携帯を持ってきた人は先生方が朝集めて、帰るまで管理しているそうだ。その子がとても成績が落ちてきたので、母親に頼んで通信記録を取ったところ、3分毎にメールをしていたという。それも夜中の12時を過ぎても。母親は部屋にいたので勉強していると思っていたところ、メールをしていたので勉強できるわけがない。そして今、夜9時を過ぎたら取り上げようと両親と相談している状況だが、子どもは泣き叫ぶやらの大騒ぎをしているところだ。実際には3分我慢できない依存症で、そういうことが中学1年生でも起こっているので放っておけない状態になってきているのではないかと心配している。

(梨本委員長)

すぐ返事を返さないといじめになるという話も聞く。私があなたにメールをしたのに

無視された、今度いじめてやると。これはもちろんごく一部だと思うが、そういった負の面もあるやに見受けられる。大変由々しき問題であると承知しておいてほしい。

(渡辺委員)

今の問題だが、これだけの時代になっているので子どもに持たせないことはかえって逆効果だと思う。むしろその発想を逆に変えて、どうしたら子どもたちがより望ましい携帯の持ち方ができるかという方向を充実させていくことが当面急ぐべき策ではないだろうか。

(梨本委員長)

それがフィルタリングになる。持つことによって便利さもある。子どもの居所もわかるなどメリットもたくさんある。その代わりフィルタリングをかけることを強制しようとしてもなかなか実際はできない。

(渡辺委員)

でもやはり大きな問題だ。

(坂爪委員)

これは昔からだと思うが、流行というものがある。最初はビデオから始まり、CD、パソコンや色々なゲームが出てきて、そして今携帯で悩んでいるわけだが、要は親がいかに意識するかだと思う。色々ところで問題が出て、こうした方がいい、ああした方がいいと出てくる。それを大いに出して親に見てもらい、そして親がどういう意識で子どもに接するかが大事だ。先ほどセンター長が言われたように、親をどういう風にしっかりさせるかがすごく大事な気がする。そして、時期が過ぎれば携帯も普通の形で持っていくようになるのではないかと思う。

(梨本委員長)

それももっともな意見で、とにかく目を離せないということだろう。他にこれに関連してないか。

冒頭に発言した組織のことだが、似たような団体がいくつかあり、市民の皆さんは何かわかっているようでわかっておらず、ただいたずらに屋上屋を重ねているようなものがたくさんある。あっちから寄付してくれ、こっちからも似たような団体が寄付してくれということがあり混乱することもある。民間なので教育委員会でリーダーシップを取ること難しいかもしれないが、効率よく、しかも市民全体の意識を啓発することもできる策を考え出し、関係団体に対してリーダーシップを発揮できることができれば一番いいだろうと考えているので冒頭に質問した。

—— 全員承認と決定 ——

(3) 議第 1号 三条市公民館条例等の一部改正について

金子生涯学習課長が説明

—— 全員承認と決定 ——

(4) 議第 2号 三条市立図書館条例等の一部改正について

金子生涯学習課長が説明

(梨本委員長)

サービス面でこれまでよりもよくなっている改正だ。

—— 全員承認と決定 ——

- (5) 議第 3号 三条市立図書館及び三条市歴史民俗産業資料館の指定管理者の指定について

金子生涯学習課長が説明

(梨本委員長)

社員数が書いていないが、社員は総数で何名くらいいる会社なのか。

(金子生涯学習課長)

正職員は245人、臨時・パート職員が2,149人と報告を受けている。

—— 全員承認と決定 ——

- (6) 議第 4号 三条市立小・中学校管理運営に関する規則の一部改正について

駒澤学校教育課長が説明

—— 全員承認と決定 ——

- (7) 議第 5号 三条市奨学規則等の一部改正について

池浦教育総務課長が説明

—— 全員承認と決定 ——

- (8) その他

(梨本委員長)

次回の教育制度等検討委員会はいつ行われるのか。

それから、パブリックコメントの様子をお聞かせいただきたい。

(池浦教育総務課長)

次回の教育制度等検討委員会は、前回の会議において、これからパブリックコメントをかけ、その意見を踏まえて整理した上で1月の中旬から下旬の間に全体会議を開催したいという報告をした。今の予定では1月31日くらいに開催できるよう正副委員長との日程調整、議案等の調整を行っている。

パブリックコメントは19日まで約2週間かけ、意見が出てきた件数は3件だ。ただ、3件といっても1件の中にいくつかの質問が入っているので20程度という形になる。現在、教育制度等検討委員会としての考え方を整理し、まとめているところだ。

(梨本委員長)

これは教育制度等検討委員会に見てもらい、教育委員会はその後になるのか、その前に見られるのか。

(池浦教育総務課長)

非常に申し上げにくいですが、今回の中間報告案は検討委員会としての中間報告案という位置付けである。事務局は教育委員会だが、教育委員会としての中間報告ではない。まず検討委員会で承認をいただき、教育委員会に開示をして公表したいと考えている。合わせて、パブリックコメントなのでホームページなりで考え方について公表していかなければならない。それより前に、できるだけ早いタイミングで教育委員会に教育制度等検討委員会の検討結果について報告していきたいと考えているのでよろしくお願ひし

たい。

(松永教育長)

できれば1月31日の後に教育制度等検討委員会をもう1回、3月くらいに最終まとめとして開催を予定している。委員の意見交換等も活発になろうかと思うのでぜひ出席をいただきたい。

(梨本委員長)

12月にオブザーバー出席できなかったので、1月の委員会には出席させていただきたいと思うのでよろしくお願ひしたい。後はいいだろうか。

(松永教育長)

先ほど学校管理規則の中に、養護教諭の次に栄養教諭を入れるという項目があったが、これは一応規則の中に入れておき、いつ栄養教諭が三条に配置されてもいいようにということだ。来年からすぐ栄養教諭が入るという意味ではない。それほど数を県は採用しないと思うが、配置されたら直ぐにあてはめるためだ。20年度から三条市に栄養教諭が配置されるとはまだ確認されていない。その辺は誤解のないようにしてほしい。

次回教育委員会定例会の開催日時について、池浦教育総務課長から提案があり、委員長が諮り次のとおり決定する

日 時 平成20年1月24日(木) 午後1時30分

会 場 三条市役所栄庁舎 201会議室

8 閉会宣言 平成19年12月27日 午後2時20分

三条市教育委員会会議規則第38条及び第39条の規定により、会議の顛末を記載してここに署名する。